

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、生活環境改善及び熱中症予防を図るため、エアコンの無い生活保護受給世帯のうち、平成30年4月前に保護を開始している等の理由により、生活保護費（一時扶助）の支給対象とならない世帯が、エアコンを購入及び設置する費用に対し、予算の範囲内で岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

（4）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

（5）役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

（6）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

（7）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（8）役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）生活保護受給世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知に基づき生活保護法の取扱いに準じた保護を受けている世帯をいう。

- (2) エアコン 冷房機能を有する器具をいう。
- (3) エアコン本体費用 エアコン本体の購入に係る経費をいう。
- (4) エアコン設置費用 エアコンの設置に係る経費をいう。
- (5) エアコン撤去費用 新規のエアコンの設置に伴う既存のエアコンの撤去に係る経費（リサイクル料を除く。）をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、世帯（以下「補助対象世帯」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に見積計算書（第2号様式）を添付し、知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の見積計算書（第2号様式）を徴せない場合は、これに代えて見積書を添付するものとし、当該見積書は、エアコン本体費用、エアコン設置費用及びエアコン撤去費用の内訳並びに販売業者の名称、住所及び連絡先の記載があるものでなければならない。
 - 3 補助金交付申請書は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
 - 4 申請者は、次条の規定による補助金の交付の決定のために知事が行う確認及び書類の提出の求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、補助金の不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、事情の変更により申請の取下げをしようとするときは、あらかじめ補助金取下げ承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

- 第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日の属する年度の12月末日（やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、知事が別に定める日）までに、補助金請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）により知事に補助金の交付の請求をしなければならない。
- 2 補助決定者は、補助金の受領をエアコンを購入した業者（以下「購入業者」という。）に委任した場合は、第6号様式に定める領収書に代えて購入業者が発行する補助決定者宛て請求書の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金交付額の確定通知書（第7号様式）により当該補助決定者に通知する。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定を行ったときは、原則として口座振込により補助決定者又は購入業者に交付する。ただし、補助決定者が金融機関に口座を開設していないなどのやむを得ない事情により口座振込による交付が困難な場合は、補助金を現金により交付することができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、第8条の規定による補助金請求書兼口座振替依頼書の提出をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を辞退したとき。
- (3) 第4条に規定する補助対象世帯としての要件を備えなくなったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書（第9号様式）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、補助決定者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助決定者は、第13条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき規則第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき規則第19条第4項に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象世帯	補助対象経費	補助金の額
<p>エアコン設置事業</p>	<p>申請時に次の要件を全て満たす者 ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県内の保護の実施機関から保護を受けている生活保護受給世帯であること。 2 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-2（6）ウの規定による冷房器具の購入に要する支給を受けることができない世帯であること。 3 稼働可能なエアコン（※1）が自宅にないこと。 4 本事業の補助を受けたことがないこと。 	<p>エアコン本体費用 エアコン設置費用 エアコン撤去費用（※2）</p> <p>この補助金は、エアコン本体費用、エアコン設置費用、エアコン撤去費用の順に充当する。</p>	<p>補助対象経費の合計と73,000円のいずれか少ない額</p>

※1 移動式エアコンを含む。暖房機能の有無は問わない。

※2 新規のエアコンの設置を伴わない撤去、リサイクル料及び既存のエアコンの修理に係る経費は補助対象外とする。

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

（申請者）

住所 〒

フリ ガナ
氏 名

TEL

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

同意事項	<input type="checkbox"/> 補助額の上限は、73,000円とする。 <input type="checkbox"/> 新規のエアコンの設置を伴わない撤去、リサイクル料及び既存のエアコンの修理に係る経費は、補助対象外とする。
誓約事項	<input type="checkbox"/> 設置場所は、申請者の住まいであること。 <input type="checkbox"/> 設置場所が賃貸物件の場合は、本補助金の申請前に大家からエアコンの設置について承諾を得ていること。なお、退去時の原状回復費用の助成はありません。 <input type="checkbox"/> 要綱第2条の規定に該当しません。
福祉事務所長 確認欄	<input type="checkbox"/> 補助対象世帯（要件は裏面に記載）であることを確認しました。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"><div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">印</div> _____</div>

※補助金の受領を購入業者に委任する場合は、裏面の委任状を記入すること。

令和 年 月 日

申請者署名 _____

【補助金の受領を購入業者に委任する場合に記載】（裏面）

岐阜県知事 様

(受任者（購入業者）)

受任者の住所：

屋号・氏名：



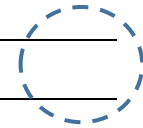
私は、岐阜県から受ける岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金の受領について、上記受任者に委任しています。

令和 年 月 日

(委任者（申請者）)

委任者の住所： _____

氏名： _____



※購入業者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記載

※購入業者が個人の場合は取引に用いる印鑑を、法人の場合は代表者印を押印

※申請者は、署名又は記名押印してください。

補助対象世帯

申請時に次の要件を全て満たす者
ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 1 岐阜県内の保護の実施機関から保護を受けている生活保護受給世帯であること。
- 2 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7-2（6）ウの規定による冷房器具の購入に要する支給を受けることができない世帯であること。
- 3 稼働可能なエアコンが自宅にないこと。
- 4 本事業の補助を受けたことがないこと。

見積計算書

〒
(申請者)
住 所

氏 名

見積金額（税込） A	円
------------	---

	購入製品名又は型式（品番） 設置・撤去の内容	金額（税込）	補助額 B	本人負担額 A - B
エアコン本体費用		円	73,000円と 合計Aのい れか少ない額	
エアコン設置費用		円		
エアコン撤去費用		円		
合計（税込） A		円		

※購入業者が代理受領する場合であっても本人負担額は申請者から直接購入業者へお支払いください。

見積作成者

住 所	〒
店舗名等	
電話番号	

※この様式によりがたい場合は、任意の様式（エアコン本体費用、エアコン設置費用及びエアコン撤去費用の内訳並びに販売業者の名称、住所及び連絡先の記載があるもの）でも可能とする。

※補助金は、エアコン本体費用、エアコン設置費用、エアコン撤去費用の順に充当する。

第3号様式（第6条関係）

地福第 号
年 月 日

（補助対象世帯） 様

岐阜県知事

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定金額

円

第4号様式（第6条関係）

地福第 号
年 月 日

（補助対象世帯） 様

岐阜県知事

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

【不交付理由】

岐阜県知事 様

（申請者）

住所 〒

フリ ガナ
氏 名

TEL

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金取下げ承認申請書

年 月 日付け地福第 号で交付決定のあった岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により取り下げたいので、申請します。

記

1 取り下げる理由

第6号様式（第8条関係）

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金請求書兼口座振替依頼書

内容	金額
交付決定額※ 上限 73,000 円	円
補助対象経費の合計額	円

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金として上記の金額を請求します。下記の口座に振込ください。

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

〒
(申請者)
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

振込先口座（補助金の受領を購入業者に委任した場合は、購入業者口座を記入）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・()	金融機関 コード	
	本店・支店・出張所	支店 コード	
預金種別	普通・当座・その他 ()		
口座番号			
フリガナ 口座名義人氏名			

添付書類

- 領収書（補助金の受領を購入業者に委任した場合は、補助決定者宛て請求書の写し）
- 設置されたことが分かる書類（納品書等（購入日、購入店名、購入製品名又は型番（品番）、購入費用及びその内訳が記載されたもの））
- 振込先口座が補助決定者本人の場合：補助決定者本人の口座名義人、口座番号が明記されている通帳の写し

地福第 号
年 月 日

（補助対象世帯） 様

岐阜県知事

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付け地福第 号で交付決定した岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、下記のとおり、額を確定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付等

補助決定者の請求書の提出に基づき補助金を交付します。ただし、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付要綱の規定に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

地福第 号
年 月 日

（補助対象世帯） 様

岐阜県知事

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け地福第 号で交付決定した岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 取消しの理由

2 補助金交付決定取消金額

円

地福第 号
年 月 日

（補助対象世帯） 様

岐阜県知事

岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金返還請求書

年 月 日付け地福第 号で交付決定した岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金について、岐阜県生活保護受給世帯エアコン設置費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1 返還理由

2 返還金額 円

3 返還期限 令和 年 月 日